

年金検定2級ウェビナー 年金検定2級試験の概要

1 年金検定試験の目的等

目的：

公的年金等に関する基礎から実践までの専門的、実務的な知識と能力を身につけていることを証明する検定試験。



合格するために必要な学習をすることにより公的年金等の基礎～実践知識を身につけることができる。



- 仕事⇒公的年金に関して、お客様の個別具体的な事例に沿った適切なアドバイスができるようになる（金融機関にお勤めの方、社労士、FP）。
- プライベート⇒年金額が計算できるようになり、ご自身や家族の将来のライフプランに役立つ。

2級出題範囲：公的年金制度の仕組み（被保険者、標準報酬、保険料、被用者年金制度の一元化等）、公的年金給付の支給要件・年金額の計算（老齢年金の繰上げ・繰下げ、在職老齢年金の計算等を含む）

裁定請求その他の手続き

離婚時の年金分割

確定拠出年金、確定給付企業年金、国民年金基金

医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）

介護保険（要介護認定、給付の仕組等）

年金に係る税金 等

2級出題形式：四肢択一式問題 50 問※ マークシート方式

※基礎問題…30 問

応用問題（事例設定付問題、空欄補充問題等）…20 問

2級試験日時：3月14日（日） 10:00～12:00（120分）

2級合格基準：満点の60%以上

2 2級試験問題サンプル

《基礎知識問題》

【問1】 国民年金の被保険者に関する記述として、最も不適切なものを答えなさい。

ア ○○
 ○○
 ○○。

イ 厚生年金保険の被保険者（昭和31年3月8日生まれとする。）が65歳に達したときは、厚生年金保険の被保険者の資格は喪失しないが、国民年金の第2号被保険者の資格は喪失する。なお、この者は、20歳のときから引き続き同一の厚生年金保険の適用事業所に勤務しているものとする。

[illegible]

エ 日本国内に住所を有する者（平成13年3月1日生まれとする。）は、第2号被保険者又は第3号被保険者に該当する場合を除き、令和3年3月1日に第1号被保険者の資格を取得する。

【問2】 厚生年金保険の保険給付に関する記述として、最も適切なものを答えなさい。

ア ○○○
○○
○○。

イ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の基本月額が 24 万円であり、かつ、総報酬月額相当額が 40 万円である場合における在職老齢年金の支給停止月額は 18 万円となる。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって、雇用保険法の規定による基本手当との調整による年金停止月があるものについて、基本手当の受給期間経過後に 8 カ月の年金停止月と 140 日の基本手当の支給を受けた日とみなされる日数があるときは、その者に 4 カ月分の老齢厚生年金がさかのぼって支給される。

[illegible]

